

協定区域	北区京地3丁目、4丁目の各一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2000年8月24日
	面積	66,120.50 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2020年12月15日
用途地域	・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域		有効期間	2020年12月15日～2040年12月14日(20年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合
- イ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である場合
- ウ 地下の車庫で軒の高さが地盤面から1メートル以下である場合
- (2) 建築物の用途は、個人専用住宅とする。ただし、診療所、診療所併用住宅、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する兼用住宅又は同令第130条の4に規定する公益上必要な建築物で、北神星和台第9地区建築協定書第12条に定める協定運営委員会（以下「委員会」という。）の許可を得たものは、この限りでない。
- (3) 建築物は、1区画一戸建てとする。ただし、委員会の許可を得たものは、2区画以上の区画を1区画として建築物を建築することができる。
- (4) 敷地の区画を分割する場合は、委員会の許可を必要とする。この場合において、その分割により150平方メートル未満となる区画が生じるときは、区画の分割はできないものとする。
- (5) 建築物の敷地の地盤面の高さは、この建築協定の締結以降は変更してはならない。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は委員会の許可を受けた必要最小限の変更は、この限りでない。
- (6) 離れ家その他これに類する附属建物は、生計を一にする世帯又はこれに準ずる世帯が営む生活のために、別棟で建築物を建築することができる。
- (7) 営業用の物置は、建築又は設置してはならない。
- (8) 道路に面する垣又は柵で高さが1.2メートルを超えるもの（門柱、門扉及び車庫を除く。）は、生け垣、パイプフェンス等とし、コンクリートブロック塀その他これに類するものとしてはならない。
- (9) 広告、営業用の看板及び掲示板その他これらに類するものを外壁に設置してはならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

*建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

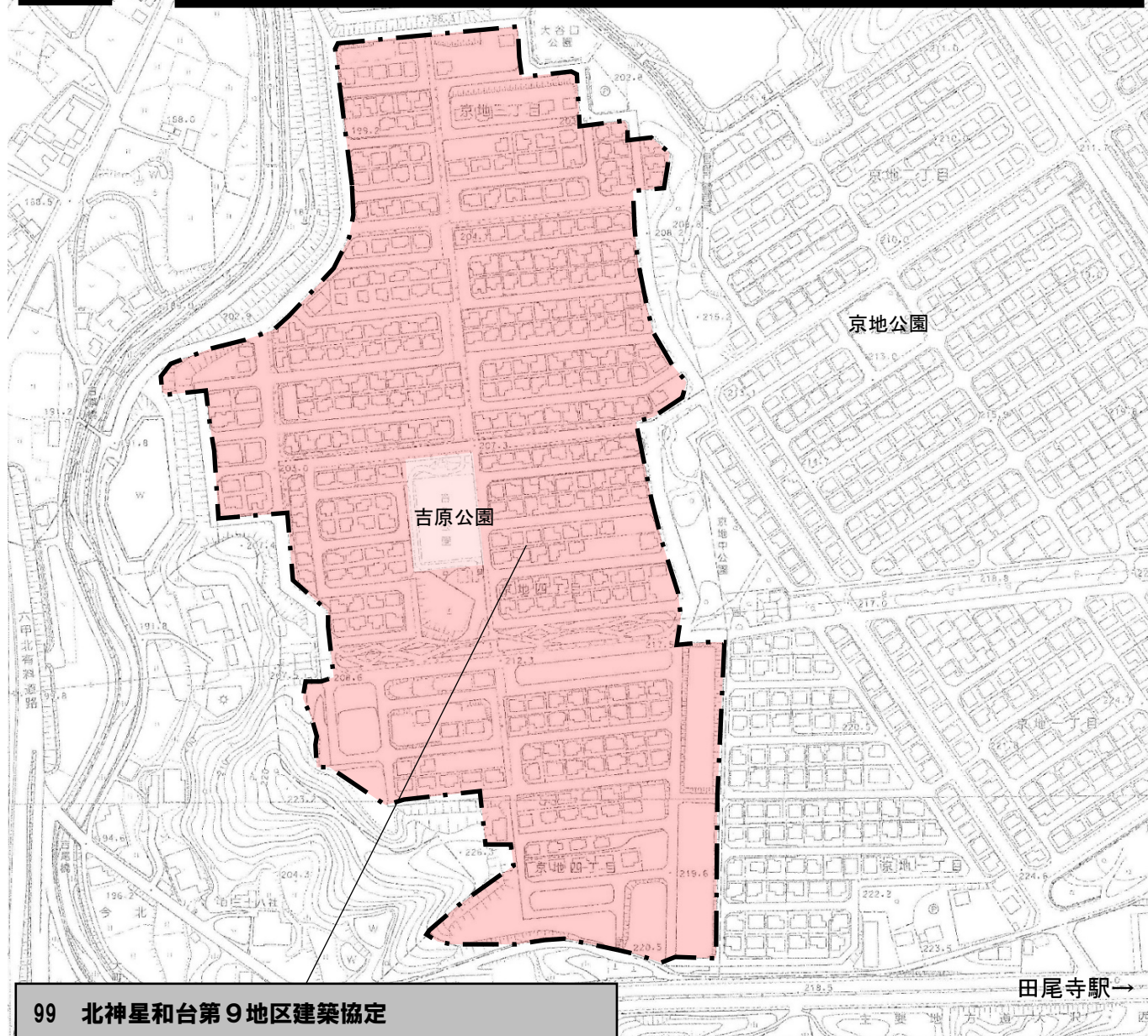
*建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

*運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

99

北神星和台第9地区



99 北神星和台第9地区建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません

位置図

